

財務省告示第五百八号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）

第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成十六年十一月十七日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十六年十二月三日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合 計	利付国庫債券 （十年）	国債の名称	記号	額面金額の 総額	額面金額百円当た りの買入価格
	第二百七回				
五百億円	五百億円				百一円六十五銭二厘